

(本号の目次)

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例
2. 平成28年(2016年)9月25日までに成立した,もしくは公布された法律
3. 9月の主な発刊書籍一覧(私法部門)
4. 9月の主な発刊書籍一覧(公法・その他部門)
5. 発刊書籍の解説

(掲載判例INDEX) * 「1. 法律雑誌等に掲載された主な判例」の要旨及び判決日又は決定日を掲載します。

【1】 抗告人は相続放棄の申述が受理され遺産分割調停の手続から排除されたが(原決定),同申述当時抗告人は相続放棄の手続の理解能力を欠いていたとして原決定の取消を求め抗告したところ,申述は無効として原決定が取消された事例(平成27年2月9日東京高裁)

【2】 金銭消費貸借契約にある,到達みなし規定(債務者の債権者に対する住所変更届の懈怠により不達となった通知は,通常到達するべき時に到達したものとみなす)が,債権者から債務者に対する債権譲渡通知については適用されなかった事例(平成27年3月24日東京高裁)

【3】 第三者(B)の仲介で保険会社との間に示談が成立し,保険金受取人であるX名義の預金口座へ示談金が振り込まれた(Bがこれを引き出した)が,Xには当該預金口座開設契約を締結する意思能力すらなかったとして,振込がXに対する弁済と認められなかった事例(平成27年9月30日大阪高裁)

【4】 A社の清算後に株主兼元A代表取締役Xは,同社所有の借地権が清算手続において分配の対象とされなかったため,借地の賃貸人(現況は更地)に対し,持株割合に応じた当該借地権の価額相当額の支払を求めたところ,同請求が一部認容された事例(平成27年7月17日東京地裁)

【5】 末期がんのAはY損害保険会社のグループ傷害保険契約の被保険者で,自宅の浴室で死亡。保険金受取人Xは,Aの死因は「外来の事故」による溺死として死亡保険金の支払を求めたが,Aの死因は疾病免責事項該当とするYの主張が認められXの請求は棄却(平成27年12月14日東京地裁)

(商事法)

【6】 匿名組合契約の営業者Y1社が,A社からの事業承継のため新設されたD社に8割出資し,DがAの新設分割による会社Cの全株式を取得した。原審はこれにつき,Y1社の組合員に対する善管注意義務違反はないとしたが,最判ではその判断に違法があるとして差戻し(平成28年9月6日最高裁)

【7】 全部取得条項付種類株式を有する株主XがY社による当該株式の取得に反対し裁判所に取得価格の決定を申立てた後に会社から支払を受けた株式代金につき会社法172条2項による利息請求権の存否が問題となり,利息金請求には理由がないとして請求が棄却された(平成28年3月31日東京地裁)

【8】 全部取得条項付種類株式を有する株主XがY社による当該株式の取得に反対し裁判所に取得価格の決定を申立てた後に会社から支払を受けた株式代金につき利息請求権の存否が問題となり,Xの請求のうち株式取得日の翌日から支払日までの利息請求権のみを認めた(平成28年4月21日東京地裁)

(知的財産)

【9】 相手方と抗告人らのさいたま地方裁判所川越支部損害賠償請求事件につき同裁判所が「本件訴訟を東京地方裁判所に移送する」旨職権で決定したところ,抗告人らは「特許権に関する訴え」に該当しないとして原決定の取消を求めて抗告を申立て,同申立が認容された(平成28年8月10日知財高裁)

【10】 知識の教授等の業務を行う被告の商標権につき,原告が知識の教授等につき継続して3年以上使用した事実がないとして本件商標の取消を請求した。特許庁は請求不成立としたが原告が審決取消訴訟を提起したところ本件審判の判断が誤りとされ原告請求が認容された(平成28年8月25日知財高裁)

【11】 映画プロデューサーである原告は,新聞社である被告の運営するウェブ上の記事により著作権(翻案権)及び著作者人格権(名誉・声望権等)を侵害され,名誉を毀損されたとして被告に損害賠償等を求めたが,同請求が棄却された事例(平成28年8月19日東京地裁)

(民事手続)

【12】 夫が妻の暴力行為を理由に損害賠償請求を求め地方裁判所に係属(基本事件),その後夫は別件訴訟として

離婚訴訟と慰謝料の支払を求める訴訟を提起。これに対し基本事件につき妻が別件離婚事件が係属する家庭裁判所への移送を申立てたところ同申立が却下された(平成28年1月15日東京地裁)

【13】Z社の破産手続においてY(A社の破産管財人,Z社とA社の代表者は同一人)が破産債権(貸金債権)を届出。他の破産債権者Xの異議により,破産裁判所はYの届出額を債権額とする査定決定をした。Xは同決定の取消等を求めたが,原決定が認可された(平成28年2月23日東京地裁)

(公法)

【14】殺人罪の実刑判決を受けたイラン国籍者を大阪入国管理局主任審査官がイランに強制送還する処分をしたが,その場合死刑に処せられる蓋然性が高いことを理由に同処分の一部に裁量権の範囲を逸脱した違法があるとして,同処分を適法とした一審判決を一部取消した(平成27年11月27日大阪高裁)

(社会法)

【15】Yの放送受信料の集金等を行っていたXは,Yを解雇されたため有償委託契約が労働契約であり労働者としての地位確認,賃金支払等を求めた。原審は本件契約を労働契約的性質を有するとし賃金の支払を認容したが,本判決は原判決を取消し,Xの請求をいずれも棄却(平成27年9月11日大阪高裁)

【16】適格消費者団体Xが冠婚葬祭の互助会を運営するYが消費者との契約の解約時手数料の条項が「平均的な損害」の額を超える違約金を定めるものに当たるとしてその旨の意思表示の差止等を求めた。Yの控訴に基づき一審判決が取消されXの本訴請求が棄却された(平成27年11月5日福岡高裁)

(その他)

【17】Xは司法書士Yの立合のもとで売主を詐称する人物の提出書類を信用し土地の売買契約を締結したが,のちにこの書類が偽造と判明し,所有権移転登記申請が却下されたため,Yに対し委任契約上の注意義務を怠ったとして損害賠償を求めたところ,同請求が棄却された(平成27年11月10日東京地裁)

【18】国籍及び年齢不詳の少年についての海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律違反保護事件において,少年について有利に20歳に満たない者であると認定し,罪質及び情状に照らして刑事処分が相当であるとして事件を検察官に送致した事例(平成23年11月30日東京家裁)

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例

【民法】

(1) 東京高決平成27年2月9日 判例タイムズ1426号37頁

平成26年(ラ)第2394号 排除決定に対する抗告事件(取消,確定)

抗告人は、共同相続人である抗告人の亡長女の子(孫)が申し立てた抗告人の夫の遺産分割調停事件において、その孫の申立てに基づき、同調停事件に先立って抗告人が既に相続放棄の申述をし、これが受理されていることを理由に、同調停の手續から排除するとの決定(原決定)を受けていたところ、原決定後に選任された抗告人の成年後見人が法定代理人として、本件放棄申述をした当時、抗告人は相続放棄の手續を理解する能力を欠く状態にあったから本件放棄申述は無効であると主張して、原決定の取消しを求めて抗告をした。

本決定は、抗告人は本件放棄の申述時点で認知症による精神上的の障害が重度であったと認めるのが相当であること、抗告人に本件放棄申述をしたことの自覚がないこと、抗告人にはわずかな年金収入しかないのに、「自分の生活が安定していること」を相続放棄の理由とし、自身の経済状態を的確に理解していたと認められないことなどから、抗告人は孫に勧められるなどして相続放棄の意味を理解できないまま夫の遺産につき相続放棄をしたものであるから、本件放棄申述は放棄の意思が欠けるものとして無効であり、また、原決定の送達は、抗告人の当時の能力に照らして法定代理人に対してされなければ効力を生じないと解されるから、後見開始審判確定の4日後に申し立てられた本件抗告は適法であるとして、原決定を取り消した。

(2) 東京高判平成27年3月24日 判例時報2298号47頁

平成26年(ネ)第4769号 譲受債権、譲受債権不存在確認反訴請求控訴事件(控訴棄却(上告))

金銭消費貸借契約に基づく貸金債権を譲り受けた債権者が、債務者に対し支払を求めて提訴したところ、債務者は債権譲渡通知を受け取っておらず、この間に債権が時効消滅したと主張し、債務不存在確認や抵当権の抹消請求等の反訴を提起した事案。金銭消費貸借契約において、住所等の届出事項に変更があったときは直ちに債権者に対して書面で届け出ること、この届出を怠ったために債権者の通知・書類送付等が延着し又は到着しなかったときは、通常到着すべきときに到着したものとみなす旨の約定(本件みなし到達規定)があったところ、債務者が本店移転につき届出をしなかったために債権譲渡通知が届かなかつたため、債権譲渡通知に本件みなし到達規定が適用になるかが争点となった。原判決は、本件みなし到達規定が適用になると債務者には債権の帰属関係が不明確となり二重弁済の危険が生じることとなって取引の安全を害するから、その限りで同規定は無効と解するのが相当と判示し、債権者の請求を認めず、債務者の反訴請求を認めた。これに対する控訴審(債権者の控訴)は、債務者の承諾とともに債務者に対する通知を債務者及び債務者以外の第三者に対する関係において対抗要件とした民法の制度は、当該債権についての債務者の認識を通じて譲渡の有無が第三者に表示されることを根幹として成立しているものであり、同認識を通じて債権についての取引の安全を確保しようとしているものと解されるから、通知が債務者に到達したことを重視すべきであり、本件みなし到達規定の適用は相当でなく、債権譲渡の対抗要件制度の趣旨を没却することになると判示し、本件みなし到達規定の適用を認めず、控訴を棄却した。

(3) 大阪高判平成27年9月30日 判例時報2299号92頁

平成27年(ネ)第814号 損害賠償等請求控訴事件(控訴棄却(確定))

Aが死亡し、Aの知人であるBが主となって保険会社との間で示談交渉を行い、示談をし、Aの唯一の相続人であるX名義の口座に振込がされたが、Bがこれを引き出し、Xはその保険金を取得することはできなかった。その後、Xに成年後見人が選任され、その成年後見人から依頼を受けた弁護士が本件示談はXの意思無能力により無効であるとして、保険金の支払を求めた。

本判決は、Xの発達年齢は6歳程度であったこと、日常生活上の作業であっても一部支障が生じるような状況にあり、本件示談は、Xが日常生活上行っていた単純な売買や役務の提供等とは異なる、より複雑な内容の契約であると認められること、これらのXの能力、本件示談の内容、性質等に鑑みれば、Xは、本件示談当時、その意味を理解する能力を有しておらず、意思無能力者であったというべきであり、本件示談金を受領するためになされたX名義の預金契約の締結についても、Xは締結する意思能力を有していなかったというべきであるから、X名義の預金口座への振込はXに対する弁済にはならないとして、原判決は相当であるとして、控訴を棄却した。

(4) 東京地判平成27年7月17日 金法2048号85頁

平成25年(ワ)第28441号 損害賠償請求事件(請求一部認容)

本件は、同族会社であるA社の清算後に、株主兼元A代表取締役であるXが、同社が有していた借地権が同社の清算手續において残余財産として分配の対象とされるべきであったにもかかわらず、分配の対象とされずに清算終了とされたため、X

の持株割合に応じた当該借地権の価額に相当する額の損害ないしは損失を被ったとして、解散時の代表取締役であり、代表清算人でもあるY1を含む当該借地の賃貸人(共有持分権者)Y1、Y2およびY3に対し、主位的には不法行為に基づく損害賠償を、予備的には不当利得に基づく損失額の返還を求める事案である。

本判決は、Aの解散に先立ち、XおよびY1は、Aの顧問弁護士を訪問し、清算結了登記手続を先行させ、残余財産の分配は別途XとY1らとの株主間で協議する方針の説明を受け、両名とも異論は述べなかったこと、Aの清算結了登記完了後、Aの顧問弁護士より残余財産の分配に関する試案を提示されたが、Y1はこれを受け入れなかったことを事実認定のうえ、主位的請求については、Aの残余財産の分配については清算結了登記完了後に別途協議するという方針で同社の清算手続が進められ、清算結了登記完了後にその協議が行われたが協議が成立しなかったという経過であって、Y1が本件借地権の価額についてXの持株割合に相当する額の金員をXに支払わなかったことをもって不法行為上の違法な行為と評価することはできないと判示した。予備的請求については、本件借地権については残余財産の分配が行われておらず、各株主に対してはそれぞれの持株割合に応じて分配されるべきものであるが、現時点において本件土地は既に更地になっていて、事実上Y1らは借地権の負担のない状態の本件土地を確保している状況であることからすると、現時点において、Xは本件借地権の価額のうちXの持株割合に相当する額の支払を受ける立場にあるにもかかわらず、支払を受けていないという点において、法律上の原因なく同額の損失を被っており、反面、Y1らは法律上の原因なく同額の利得を得ているものと認められると判示したうえで、借地権の価額をX主張の5960万円ではなく、3972万円と評価し直し、当該評価を前提とする範囲でXの請求を一部認容した。

(5) 東京地判平成27年12月14日 判例時報2297号91頁

平成26年(ワ)第31133号 保険金請求事件(棄却(控訴))

B社がY損害保険会社との間で締結したAを被保険者とするグループ傷害保険契約(本件契約)の保険金受取人であるXが末期がん状態のAが自宅浴室で死亡したのは一過性の意識消失ないし意識障害による溺水であり本件契約の約款の定める「外来の事故によって」死亡した場合に該当すると主張し、死亡保険金1000万円及び遅延損害金の支払を求めたのに対し、Yは、被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失のときは保険金を支払わない旨の規定(疾病免責事項)に該当するとして支払を拒否した事案である。

本判決は、外来性の要件について主張立証責任を負う保険金請求者が溺水吸引による窒息死であることを主張立証する責任を負うとの規範を示した上で、本件事故の状況、死体検案書の記載等から外来性の要件はみたとした。Aは肺がんにより極めて衰弱した状態にあったため溺水したか肺がんの影響で意識障害をおこし溺水した蓋然性が高いとして本件事故は疾病免責事項に該当するとしてXの請求を棄却した。

【商事法】

(6) 最三判平成28年9月6日 最高裁HP

平成27年(受)第766号 損害賠償請求事件(一部破棄差戻し・一部棄却)

判決文：http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/107/086107_hanrei.pdf

(裁判要旨)

匿名組合契約の営業者Y1社が、同社代表者Y2の弟Y3の経営する会社Aから事業を承継するために新たに設立された株式会社Dに8割の出資するなどし、DがY2およびY3から売買によりC社(新設分割によりAの事業を承継した会社)の全株式を取得した場合において、Y1社に匿名組合員Xに対する善管注意義務違反はないとした原審の判断に違法があるとされた事例

(理由)

上記一連の行為は、これによりY1社に生ずる損益が匿名組合契約に基づき全部Xに分配されることに鑑みると、本件売買契約(新設分割によりAの事業を承継したC社の全株式を、Dが、Y3及びY2から購入する契約)の買主であるDの利益・不利益がY1社を通じてXの利益・不利益となることから、本件売買契約の売主であり、Y1社の関係者であるY2及びY3とXとの間に実質的な利益相反関係が生ずる。また、本件売買契約の売主が、買主Dの取締役(Y2)や代表取締役(Y3)であること、本件株式に市場価格はない上、Xが本件売買契約の代金額の決定に関与する機会はないこと、Dの設立時のY1社の出資及び上記新株予約権付社債の引受けの合計額や、本件売買契約の代金額は、いずれも匿名組合契約に基づく出資額の2分の1以上に及ぶものであることに照らすと、上記一連の行為はXの利益を害する危険性が高いから、Xの承諾を得ない限り、営業者の善管注意義務に違反するものと解するのが相当である。上記承諾の有無について審理判断することなく、Y1社の善管注意義務違反を否定し、Yらの不法行為責任を否定した原審の判断には、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反がある。

(7)東京地判平成28年3月31日 判例タイムズ1426号234頁

平成27年(ワ)第4582号 端数株式売却代金及び会社法第172条第2項における利息請求事件(請求棄却)

全部取得条項付種類株式を有する株主Xが会社Yによる当該株式の取得に反対し、裁判所に取得価格の決定を申し立てた後に会社から支払を受けた株式代金(取得された株式に対して新たに交付された端数となるA種種類株式の売却代金)について会社法(平成26年法律第90号による改正前)172条2項による利息請求権の存否が問題となった事案。

Xは、会社の支払いは、法定充当により、会社による株式取得日の翌日から裁判所による価格決定の確定日までの間に発生した利息から充当されるから、充当されなかった残元本債権とこれに対する利息請求権があると主張したが、本判決は、会社が公開買付価格による端数株式処分代金領収証をXに送付し、Xがこれを換金したこと、裁判所の決定した株式価格は公開買付価格と同額であることなどから、会社による支払日以降は、Yに利息の支払義務を負わせてまでXを保護する必要がないと認められる特段の事情があるとし、他方、会社による取得日から支払日までについては特段の事情はなく、Xのその間の利息請求権の行使が権利濫用に当たるとまではいえないが、債務者による給付が元本債務のみに相当するものであるとき、債務者は当該給付を元本に充当する旨の意思を表示したと解するべきで、これに遅滞なく異議を述べなかった債権者はこの充当に関する申出を承認したもので、両者間には元本充当の合意が成立したと解されるから、これにより本件取得価格支払債務は全て消滅しており、利息金請求には理由がないとして請求を棄却した。

(8)東京地判平成28年4月21日 判例タイムズ1426号234頁

平成27年(ワ)第4583号 端数株式売却代金及び会社法第172条第2項における利息請求事件(一部認容)

全部取得条項付種類株式を有する株主Xが会社Yによる当該株式の取得に反対し、裁判所に取得価格の決定を申し立てた後に会社から支払を受けた株式代金(取得された株式に対して新たに交付された端数となるA種種類株式の売却代金)について会社法(平成26年法律第90号による改正前)172条2項による利息請求権の存否が問題となった事案。

Xは、Yの支払いは、法定充当により、Yによる株式取得日の翌日から裁判所による価格決定の確定日までの間に発生した利息から充当されるから、充当されなかった残元本債権とこれに対する利息請求権があると主張したが、本判決は、改正前会社法172条2項に規定する利息は、株式会社から、全部取得条項付種類株式そのものの価値に相当する金銭の支払いを受けた時点以降は発生しないと解するのが相当であるとした上で、Yが端数株式売却代金として本件株式と同額を支払っており、元本に相当する黙示の意思表示をしたものと認め、Xがこの金銭を受領しているところ、弁論の前趣旨によれば、その後、XがYの当該支払いについて遅滞なく異議を述べていないことが認められるから、当該金員を元本に相当する本件株式の価格に充当する旨の黙示の合意が成立したと認めるのが相当であるとし、Xの請求のうち、会社による株式取得日の翌日から支払日までの利息請求権のみを認め(Yによる権利自白があった)、その余の利息金請求を棄却した。

【知的財産】

(9)知財高判平成28年8月10日 裁判所HP

平成28年(ラ)第10013号 移送決定に対する抗告事件(認容)

判決文：http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/103/086103_hanrei.pdf

相手方と抗告人らとの間のさいたま地方裁判所川越支部平成26年(ワ)第215号損害賠償請求事件(基本事件)について、同裁判所が、「本件訴訟を東京地方裁判所に移送する。」旨職権で決定したところ、抗告人らは、基本事件は民事訴訟法6条1項の「特許権に関する訴え」に該当しないとして「原決定を取り消す。」旨の裁判を求めて抗告を申し立てた事案であって、原決定を取り消した事案。

民事訴訟法6条1項の「特許権に関する訴え」に当たるか否かについては、訴え提起の時点で管轄裁判所を定める必要があり(同法15条)、明確性が要求されることなどから、抽象的な事件類型によって判断するのが相当である。そして、同法6条1項が、知的財産権関係訴訟の中でも特に専門技術的要素が強い事件類型については専門的処理体制の整った東京地方裁判所又は大阪地方裁判所で審理判断することが相当として、その専属管轄に属するとした趣旨からすれば、「特許権に関する訴え」は、特許権侵害を理由とする差止請求訴訟や損害賠償請求訴訟、職務発明の対価の支払を求める訴訟等に限られず、特許権の専用実施権や通常実施権の設定契約に関する訴訟、特許を受ける権利や特許権の帰属の確認訴訟、特許権の移転登録請求訴訟、特許権を侵害する旨の虚偽の事実を告知したことを理由とする不正競争による営業上の利益の侵害に係る訴訟等を含むと解するのが相当である。

他方、基本事件は、抗告人らの共同不法行為(詐欺)又は会社法429条に基づく損害賠償請求訴訟であるから、抽象的な事件類型が特許権に関するものであるということとはできない。そして、相手方の欺罔行為に関する主張は変遷しているものの、相手方は、抗告人X1による消火器販売事業への勧誘に際し、抗告人X1の開発した消火剤が、同人は技術やノウハウを有していないのに、同人が特許を持っており、これまでの消火剤より性能がよいと述べたことや、他社メーカーの特許を侵害しないと述べたことが、詐欺に当たるなどと主張するものと解される。しかし、事業の対象製品

が第三者の特許権を侵害するというだけで、当該事業への勧誘が詐欺に当たるとか、取締役の任務を懈怠したということではできないから、欺罔行為の内容として「特許」という用語が使用されているだけで、このことをもって、基本事件が専属管轄たる「特許権に関する訴え」(民事訴訟法6条1項)に当たるといえることはできない。また、知的財産高等裁判所設置法2条3号は、「前2号に掲げるもののほか、主要な争点の審理に知的財産に関する専門的な知見を要する事件」を知的財産高等裁判所の取り扱う事件の1つとしており、第三者の特許権の侵害の有無が争点の1つとなる場合には、専門的処理体制の整った東京地方裁判所又は大阪地方裁判所で審理判断することが望ましいとしても、それが全て専属管轄たる「特許権に関する訴え」に当たるといえることもできない。基本事件のように、審理の途中で間接事実の1つとして「特許」が登場したものが専属管轄に当たるとすると、これを看過した場合に絶対的上告理由となること(民事訴訟法312条2項3号)からしても、訴訟手続が著しく不安定になって相当でないというべきである。

したがって、基本事件は、「特許権に関する訴え」(民事訴訟法6条1項)に当たらないというべきであり、東京地方裁判所の専属管轄とは認められない。

(10)知財高判平成28年8月25日 裁判所HP

平成28年(行ケ)第10048号 審決取消請求事件 商標権 行政訴訟 (認容)

判決文：http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/097/086097_hanrei.pdf

知識の教授等の業務を行う被告は、「FRM\ ファイナンシャルリスクマネージャー」の商標(本件商標)の商標権者であって、平成16年ころから、「FRMファイナンシャル・リスクマネージャー養成講座」という講座(FRM養成講座)を開講していた。原告は、特許庁に対し、本件商標は、その指定役務中、第41類「知識の教授」等について、継続して3年以上使用した事実がないから、取り消されるべきであるとして取消審判を請求したところ、特許庁は「本件審判の請求は、成り立たない。」との審決(本件審決)をしたので、原告が審決取消訴訟を提起した事案。

本件審決の理由は、要するに、商標権者である被告が、「FRMファイナンシャル・リスクマネージャー養成講座」等の記載がある「リスクマネジメント研修のご案内」と題する案内書(本件案内書)を受講希望者らに配布した行為(本件配布行為)を認定した上で、本件配布行為は、商標法2条3項8号の「役務に関する広告に標章を付して頒布する行為」に該当するから、被告は、本件審判請求の登録前3年以内(要証期間)に、「知識の教授」に含まれる「リスクマネジメント研修」について商標を使用していたことを証明したものと認められる、というものである。

しかしながら、客観的・外形的な事実をみる限り、本件案内書中にFRM養成講座の記載があること以外には、被告が平成23年以降にFRM養成講座の名称を使用した講座を開講している形跡は見当たらない。

そして、平成23年以降はFRMの名称の使用を止め、FRM養成講座を開講していないことを前提とすれば、平成23年10月の改訂後に本件案内書中にあるFRM養成講座についての記載は、被告が顧客である受講者らに対し、現に提供し、又は、提供を予定する役務についてのもではなく、過去に提供していた役務についての記載が、上記改訂時に削除されないまま、形式上残存しているというにすぎない。

そうすると、本件案内書自体は、被告の提供に係る「リスクマネジメント研修」の役務に関する広告に当たるとしても、本件案内書中の上記FRM養成講座の記載は、当該役務に関して付されているものとはいえないから、仮に、要証期間内に、上記FRM養成講座の記載がある本件案内書が配布された事実(本件配布行為の事実)が認められるとしても、これをもって、被告の上記役務に関する広告に上記FRM養成講座の記載に係る標章を付して頒布する行為(商標法2条3項8号)に該当するとはいえない。

してみると、本件配布行為をもって、本件審判請求の登録前3年以内に、商標権者が、本件取消請求役務のうち、「知識の教授」に含まれる「リスクマネジメント研修」について、商標を使用していたことを証明したものと認められるとした本件審決の判断は誤りというべきである、として原告の請求は認容された。

(11)東京地判平成28年8月19日 裁判所HP

平成28年(ワ)第3218号 著作権侵害および名誉侵害行為に対する損害賠償事件 著作権 民事訴訟 (棄却)

判決文：http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/113/086113_hanrei.pdf

映画プロデューサーである原告は、新聞社である被告の運営するウェブ上の記事により著作権(翻案権)及び著作者人格権(名誉・声望権等)を侵害され、また名誉を毀損されたと主張して、被告に対し損害賠償等を求めた事案。

原告は、被告各表現が原告各表現と同一性を有する部分として、概要、映画産業の国際発展を妨げている利権構造批判、東京国際映画祭の事業費、事業委託先及びその関係、映画産業の既得権益たる社会的集団を「映画村」と表現し、その状態を「独占」と表現したこと、平成26年の映画祭事業費と委託費の割合等を挙げる。

しかし、このうち、は、原告の思想、感情又はアイデア、事実など、表現それ自体でない部分についての同一性を主張するものにすぎない。

また、のうち「独占」との表現は、明らかに一般用語であって、創作性はない。

さらに、のうち「映画村」との表現についても、ある特定の限られた分野や社会的集団を「村」と表現することはありふれた表現であって、わずか3字にすぎないことも併せると、この表現自体が創作的な表現であると認

めることはできない。

したがって、被告各表現は、表現それ自体でない部分又は表現上の創作性がない部分において原告各表現と同一性を有するにすぎず、表現上の本質的な特徴の同一性を維持したものと認められないから、被告各表現が原告各表現を翻案したものではない。

著作権法113条6項の「名誉又は声望を害する方法」とは、単なる主観的な名誉感情の低下ではなく、客観的な社会的、外部的評価の低下をもたらすような行為をいい、対象となる著作物に対する意見ないし論評などは、それが誹謗中傷にわたるものでない限り、「名誉又は声望を害する方法によりその著作物を利用する行為」に該当するとはいえないところ、原告が指摘する被告記事の上記表現部分は、被告記事の著者の原告記事に対する意見や印象を記載したものにすぎず、原告を誹謗中傷するものとは認められないから、そのことをもって、原告の「名誉又は声望を害する方法によりその著作物を利用する行為」と認めることは相当でない。したがって、被告記事によって、原告の名誉・声望権が侵害されたということとはできない。

被告記事の記載が原告の社会的評価を低下させるものであるかどうかは、被告記事それ自体についての一般読者の普通の注意と読み方とを基準として判断すべきことになるのであって、原告記事に同様の表現が存在しないとか、被告記事がこれを大幅に要約したなどという事情は、被告記事の記載が原告の社会的評価を低下させるものであることの理由とはなり得ない。以上からすれば、被告記事に名誉毀損としての違法性があるということとはできない。

以上によれば原告の本訴請求はいずれも理由がない、として原告の請求は棄却された。

【民事手続】

(12)東京地決平成28年1月15日 判例時報2299号124頁

平成27年(モ)第3681号 移送申立事件(却下)

夫が妻の暴力行為を理由として、不法行為に基づく損害賠償請求を求め、地方裁判所に係属したが(基本事件)、その後、夫は、別件訴訟として離婚訴訟と不法行為に基づく損害賠償(慰謝料)の支払いを求める訴訟を提起した(別件離婚事件)。これに対し、基本事件について、妻が、人事訴訟法8条1項に基づき、別件離婚事件が係属する家庭裁判所への移送を申し立てた事件。

本判決は、人事訴訟法8条1項「相当と認めるとき」に該当するかどうかについて、審理の錯綜遅延の回避という点については、基本事件と比較して別件離婚事件の場合は基本事件における暴力行為以前の暴力や罵倒等の有無、別居に至る事情等についても争いがあり、基本事件を移送しないで両事件を別々に審理した方が早期に解決に至る可能性が高いこと、当事者の意思と利益の比較衡量という点については、夫としては、基本事件において主張する妻の暴力の事実だけを早期に確定する目的のもとにあえて両事件を別々に提起をしたもので、この意思にも合致しないこと、等から本件移送の申立てを理由がないとして却下した。

(13)東京地判平成28年2月23日 金法2048号75頁

平成27年(ワ)第6570号 破産債権査定異議請求事件(原決定認可)

Z社の破産手続において、同社と代表者を同じくするA社の破産管財人であるYが、Zに対する破産債権として貸金債権を届け出たが、他の届出破産債権者であるXが、債権調査期日において異議を述べたため、Yは、破産債権査定の申立てをし、破産裁判所においてYの届出額を債権額とする査定決定がされた。これに対し、Xが、本件貸金契約における返還合意が虚偽表示であること、及びYによる本件届出債権の行使が信義則により制限されるか、あるいは本件届出債権が劣後化されるべきことを主張し、同決定の取消し及び本件届出債権の額を0円とする査定を求めて訴えを提起したのが本件である。

本判決は、虚偽表示の主張につき、本件貸金契約の返還合意が虚偽表示であったとしても、民法94条2項の善意の第三者に該当するYに対し、その無効を主張することはできないから、当該無効により本件届出債権は存在しないとのXの主張は理由がないと判示した。次に、債権者の地位が株主と同視される資本金の拠出者あるいはそれに準じる者であるとして、また、AがZの意思決定及び事業活動を完全に支配していたとして、一般破産債権としての権利行使を否定すべきであるとのXの主張は、わが国の実体法及び破産法の下では採用することが困難であるうえ、本件においては、A自体ではなく、その破産管財人であるYから債権届出がなされているものであり、本件届出債権の行使によりYが配当を受けたとしても、それによりA自体に利益が帰属するものではなく、また、そもそもAがZの経営を支配していたとは認められないし、仮にその事実が存在するとしても、Zの財産がAに不当に移転した等の事実は到底認められないから、Yによる本件届出債権の行使が、Zの一般破産債権者との間で衡平を欠き、信義則に反するとは認められないと判示した。

【公法】

(14)大阪高判平成27年11月27日 判例時報2298号17頁

平成26年(行コ)第106号 退去強制令書発布処分取消請求控訴事件(一部取消(確定))

日本国内で殺人罪等の犯罪により実刑判決を受けて服役したイラン国籍を有する者に対し、大阪入国管理局主任審査官が送還先をイランとする退去強制令書発布処分をしたこと(仮釈放日に執行)につき、イランに送還された場合には、我が国で有罪判決を受けて既に服役を終えた殺人罪により再び処罰されて死刑に処せられる蓋然性が高いことを理由として、出入国管理及び難民認定法53条の趣旨からすると、同条2項にいう国籍国等に「送還することができないとき」には国籍国等に送還するときは被送還者の生命に対する差し迫った危険が確実に予想されるような場合も含まれ、その結果が我が国の法制度や刑罰法規の定め、刑事手続の運用等に照らして到底容認し難いものであるときは、たとえそれが送還先の国にとっては合法的な処罰であっても、「送還することができないとき」に当たると判示し、同処分のうち送還先をイランと指定した部分に裁量権の範囲を逸脱した違法があるとして、同処分を適法として請求を棄却した一審判決を一部取り消した事例。

【社会法】

(15)大阪高判平成27年9月11日 判例時報2297号113頁

平成26年(ネ)第1905号 地位確認等請求控訴事件 一部取消(上告・上告受理申立て)

本件は、平成13年以降5回にわたりYとの間で、放送受信料の集金等を内容とする有償委託契約(本件契約)を締結したXが平成24年3月1日をもって本契約を途中解約されたため、XがYに対し、本件契約は労働契約であるとして労働者としての地位確認、賃金及び不当解雇の不法行為に基づき慰謝料等を求めた事案である。原審は、本件契約は労働契約的性質を有し解約は無効であるものの最終の本件契約が平成25年3月31日までであることから同日の経過をもって終了したとして地位確認の請求を確認の利益がないとして却下し、賃金の請求を認容したためYが不服として控訴した。

本判決は、本件契約においては諾否の自由を問題とするのは相当ではない、1ヶ月の稼働日数や1日の稼働期間はスタッフの判断で自由に決めている、本件契約の事務費は基本給とまでいえず他の給付も出来高払いの性格を失っていない、兼業は許容され就業規則や社会保険の適用はない等を認定し、本件契約による業務遂行に必要な機材等はYから貸与されているという事情を総合しても本件契約が労働契約的性質を有すると認めることはできないと判断し、原判決を取り消し、Xの本訴請求をいずれも棄却した。

(16)福岡高判平成27年11月5日 判例時報2299号106頁

平成26年(ネ)第987号 解約金条項使用差止請求控訴事件(取消(上告))

消費者契約法13条に基づく認定を受けた適格消費者団体であるXが、冠婚葬祭の互助会を運営するYに対し、Yが消費者との間で締結している冠婚葬祭互助契約(以下、「本件互助会契約」という。)において、契約の解約時に払戻金から所定の手数料を差し引く旨の条項(以下「手数料差引条項」という。)は、同法9条1号に定める「平均的な損害」の額を超える違約金を定めるものに当たる等と主張し、Yに対し、同法12条3項本文に基づき、解約金を差し引くことを内容とする意思表示の差止め、契約書のひな形の廃棄等を求めた事案。

本判決は、「平均的な損害」とは、同一事業者が締結する多数の同種契約事案について典型的に考察した場合に算定される平均的な損害の額を指し、具体的には、解除の事由、時期等により同一の区分に分類される複数の同種の解除にともない、当該事業者が生じる損害の額の平均値をいうものと解すべきであると述べた上で、会員の募集に要する人件費、営業用建物の使用に要する費用のうち会員の募集及び役務履行のための準備として支出されたもの、は平均的な損害に含まれ、解約手数料は「平均的な損害の額」(3万4712円に当該会員の入会期間1月につき195円を加えた額)を超えているとは認められないとして、Xの控訴を棄却し、Yの控訴に基づき一審判決を取消、Xの本訴請求を棄却した。

【その他】

(17)東京地判平成27年11月10日 判例タイムズ1426号253頁

平成26年(ワ)第21594号 損害賠償請求事件(請求棄却,確定)

Xは、土地の売買契約締結に先立ち、司法書士Yとの間で、同土地の所有権移転登記手続業務等の委任契約を締結し、Yに契約締結への立会いを依頼し、当該契約当日、Yにより、売主と称する者(詐称人)が持参した運転免許証、登記済証及び印鑑登録証明書の内容が確認されたうえで、当事者間で売買代金の授受がなされた。その後、法務局において、印鑑登録証明書については住所の文字と文字のスペースが若干狭かったこと、登記済証については、その受付時期とされて

いる当時の登記済み印の印影と一致しなかったことから登記済証等の偽造が発覚し、当該登記申請が却下されたため、XがYに対し、売主が所有権登記名義人本人であることの確認、印鑑登録証明書による実印の確認及び真正な登記済証であることの確認を行うべき委任契約上の注意義務を怠ったとして、債務不履行に基づき、売買代金相当額の損害賠償金等の支払いを求めた。

本判決は、Yは、Xに対し、本件委任契約に基づく善管注意義務の一環として、司法書士としての専門的知見に照らし、登記申請書類の真否について、その場で行い得る現実的な調査確認の方策を行うべき注意義務を負っていたところ、Yが登記済証の登記済印の印影を消しゴムでこすると消しゴムに朱肉の色が付着し、登記済証の朱肉の色が薄くなることを確認したり、その用紙が古びていることやステープラーの針が錆びていること、印影がにじんでいる状態を目視で確認した等の本件における具体的事情に照らせば、Yがこれを怠ったということはできず、Yが職務上知り得た諸事情に照らし、なお詐称人が申請の権限を有する登記名義人であることを疑うに足りる事情が存すると認めるに足りる証拠はないから、Yが詐称人の持参した運転免許証につき確認義務を怠ったとはいえず、また、他に本件委任契約上の債務不履行を基礎づける事実は認められないとして、Xの請求を棄却した。

(18)東京家決平成23年11月30日 判例タイムズ1426号299頁

平成23年(少)第2643号 海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律違反保護事件(検察官送致)

家庭裁判所が、国籍及び年齢不詳の少年についての海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律違反保護事件において、少年が出生国と述べる国には全土を実質的に支配している政府が存在せず、生年月日を含めた少年の人定事項に関する客観的な資料等を得るのは困難で少年の生年月日及び年齢を断定することはできないが、少年の供述(過去に伯父から聞いたとする自己の年齢や生年月日、それらを聞いて間もなくの頃に経験したという大津波の時期など)の信ぴょう性等を評価したうえで、少年について有利に20歳に満たない者であると認定しつつ、罪質及び情状に照らして刑事処分が相当であるとして、事件を検察官に送致した。

【紹介済判例】

最二判平成26年3月24日 判例時報2297号107頁

平成23年(受)第1259号 解雇無効確認等請求事件(一部破棄差戻,一部上告棄却)

判決文: http://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail?id=84051

法務速報155号19番で紹介済

最二決平成26年11月28日 判例時報2297号135頁

平成26年(シ)第538号 勾留取消し請求却下の裁判に対する準抗告棄却決定に対する特別抗告事件(抗告棄却)

判決文: http://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail?id=84662

法務速報164号18番で紹介済

最二判平成28年1月22日 判例時報2297号19頁

平成27年(行ヒ)第156号 損害賠償請求事件(破棄差戻)

判決文: http://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail?id=85620

法務速報178号19番で紹介済

知財高判平成28年2月17日 判例時報2298号91頁

平成26年(行ケ)第10272号 審決取消請求事件(取消(確定))

法務速報178号10番で紹介済

最三判平成28年3月1日 判例時報2299号32頁

平成26年(受)第1434・1435号 損害賠償請求事件(一部破棄自判,一部上告棄却)

法務速報179号2番で紹介済

最一判平成28年3月10日 判例時報2297号40頁

平成26年(受)第1985号 損害賠償請求事件(上告棄却)

判決文: http://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail?id=85737

法務速報179号4番で紹介済

最一判平成28年3月10日 判例タイムズ1426号26頁

平成27年(行ヒ)第221号 個人情報一部不開示決定処分取消等請求事件(破棄自判)

判決文 : http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/738/085738_hanrei.pdf

法務速報179号27番で紹介済

最一判平成28年3月31日 金法2048号68頁

平成27年(行ヒ)第374号 供託金払渡認可義務付等請求事件(破棄自判)

判決文 : http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/809/085809_hanrei.pdf

法務速報180号1番で紹介済

最一判平成28年4月28日 判例タイムズ1426号32頁

平成27年(受)第330号 債務不存在確認等請求本訴,不当利得返還請求反訴事件(上告棄却)

判決文 : http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/854/085854_hanrei.pdf

法務速報181号16番で紹介済

2. 平成28年(2016年)9月25日までに成立した,もしくは公布された法律

種類	提出回次	番号
法律名及び概要		

なし

3.9月の主な発刊書籍一覧（私法部門）

著者 出版社 頁数 定価(税込)

書籍名

は後記に解説あり

交通事故事件研究会 編 民事法研究会 336頁 3,456円
事例に学ぶシリーズ 事例に学ぶ交通事故事件入門 事件対応の思考と実務

阿部 恭子 著/草葉 裕之 監修 現代人文社 151頁 2,376円
交通事故加害者家族の現状と支援 過失犯の家族へのアプローチ

東京司法書士会民法改正対策委員会 編 日本加除出版 376頁 3,672円
Q&Aでマスターする民法改正と登記実務 債権関係の重要条文ポイント解説77問

馬場・澤田法律事務所 編 中央経済社 288頁 3,024円
暮らしの法律問題シリーズ 弁護士に聞きたい! 分譲マンションの紛争Q&A

一般社団法人 法曹会 法曹会 418頁 2,400円
法曹新書72 例題解説 DV保護命令/人身保護/子の引渡し

樋口 達/松田 由貴/小松 真理子 著 商事法務 286頁 3,996円
別冊商事法務 No.410 株主還元の実態調査 配当,自己株式の取得・処理,株主優待

4.9月の主な発刊書籍一覧（公法・その他部門）

著者 出版社 頁数 定価(税込)

書籍名

は後記に解説あり

TMI総合法律事務所 編/五十嵐敦/波田野晴朗/佐藤力哉/海野圭一朗 編 中央経済社 314頁 3,780円
Q&A営業秘密をめぐる実務論点

関 秀忠/柘木野一紀/?木 薫/土田 勇/鈴木哲広 著 商事法務 232頁 3,024円
Q&A従業員・役員からの暴力団排除 企業内暴排のすすめ

大阪弁護士会 知的財産委員会出版プロジェクトチーム 編 経済産業調査会 218頁 2,808円
現代産業選書 Q&A 商標・意匠・不正競争防止法 大阪の弁護士が解説する知的財産権

経済産業省知的財産政策室 編著 商事法務 384頁 3,456円
別冊NBL No.159 営業秘密保護の手引き

訴訟能力研究会 編 現代人文社 216頁 2,916円
GENJIN刑事弁護シリーズ 18 訴訟能力を争う刑事弁護

広島弁護士会労働法制委員会 編著 ぎょうせい 219頁 3,564円
労使の争点がよくわかる ケーススタディ労働事件の実務

5. 発刊書籍<解説>

「事例に学ぶシリーズ 事例に学ぶ交通事故事件入門 事件対応の思考と実務」

第1編交通事故事件のポイントとして、保険、紛争解決手段、損害賠償が解説されており、第2編交通事故事件の現場として、モデルケースごとに、事件の受任から訴訟提起、和解の成立までの具体的な流れが解説されている。

物損事故、被害者が死亡した事案、高次脳機能障害の事案など典型的な争点毎に、モデルケースを挙げて解説されており、若手が交通事故を取り組む際に参考になる本である。

「現代産業選書 Q&A 商標・意匠・不正競争防止法 大阪の弁護士が解説する知的財産権」

商標編として、デザインの法的保護手段、検索連動型広告の商標上の問題点などが、意匠編として、画面デザインの法的保護、意匠の類否判断基準などが、不正競争防止法編として意匠登録していないデザインの保護、ブランドイメージの保護、原産地偽装と営業誹謗行為などが解説されている。実務上重要な論点についてQ&Aで解説されており、参考になる本である。

(C) Copyright 公益財団法人 日弁連法務研究財団 掲載記事の無断転載を禁じます。